

中京区総合庁舎 広告付き周辺案内地図仕様書

1 概要

- (1) 提案を募集する業務
中京区総合庁舎における広告付き周辺案内地図の設置（1基）
- (2) 設置場所
中京区総合庁舎1階正面玄関内側北側壁面（別紙1参照）
- (3) 業務の内容
中京区及び庁舎周辺案内地図を作成・設置し、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載する。
- (4) 設置期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

2 各部仕様

- (1) 本体
 - ア 周辺地図 縦2,200mm×横1,400mm程度の大きさで作成すること。
（詳細は別途調整）
 - イ 本体は、地震時等含めて転倒しないよう、床面に固定すること。設置については、工事期間中も含め、庁舎の管理運営に支障を及ぼさないものであることを条件とする。
 - ウ 周囲と調和のとれた色合いにすること。
 - エ 電照タイプ（LED省エネタイプ、調光器付、タイマー付）とすること。また、その設置後の電気代は設置者（広告代理店等）負担とする。
 - オ 協議により、本体下段にA4冊子が収められるラックや市民しんぶん（タブロイド版）が収められるラックを備え付ける可能性がある。
- (2) 周辺案内地図
 - ア 本体内に収まり、縦700mm×横1,200mm 程度（地図部）の大きさで作成すること。（詳細は別途調整）
 - イ 公共施設・災害時の避難場所等の地点や公共交通機関の路線図等の表示について、中京区役所と内容の調整をすること。
 - ウ 色覚障がい者に配慮した配色等でデザインすること。
 - エ 地図上に所在する広告主の表示を行うこと。
 - オ 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1度は案内地図全体を張替えること。
- (3) 広告枠
 - ア 地図上に所在する広告主の広告を表示すること。（写真・名称・電話番号等）
 - イ 病院・診療所（歯科を除く）の広告は掲載しないこと。
 - ウ 広告と地図上の箇所とを番号等に対応させておくこと。
 - エ 枠数・サイズは自由とするが、本体内に収まる大きさで作成し、1枠が極端に大きく又は小さくならないようにすること。
 - オ 広告枠内の右上又は左上に「**広告**」と表示すること。
 - カ 広告の内容については、事前に京都市に広告案を提出し、承認を得ること。差替えを行う場合も同様とする。
 - キ 「本市の財源確保のための広告を掲載しています。なお、掲載に関する一切の責任は各事業者に帰属します。広告内容に関する質問等につきましては、広告主に直接お問い合わせ

ください。」等の表示を広告枠外に施すこと。

3 その他

(1) 設置費用・広告料金等

ア 制作、設置・移設・撤去に関する一切の費用を負担すること。また、設置に当たっては本体と共に電気コンセントも設置（本線からの配線工事含む）すること。電気コンセントの設置位置については、中京区役所と協議を行うこと。新規コンセントの設置が困難な場合は、既存のコンセントからの延長での対応も可とする。

イ 広告料（行政財産の目的外使用料を含む）の納金については、年度ごとに、中京区役所からの請求に応じて支払うこと。

ウ 電気代については、1年度分を、中京区役所からの請求に応じて支払うこと。その際の電気代は、看板の照明等で使用する総電力量（計算値）1年度分とする。

(2) 留意事項

ア この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、京都市広告事業実施要綱、京都市広告掲載基準、その他関連法令・規程に定めるところによるものとする。

イ その他の条件については、別途協議のうえ定めるものとする。